

# 仙北市学校文化芸術活動指導者登録システム運営要項

## (趣 旨)

- 1 この要項は、仙北市学校文化芸術活動指導者登録システム設置要綱に基づき、仙北市学校文化芸術活動指導者登録システム（以下「登録システム」という。）の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## (登録の要件)

- 2 登録システムに登録する学校文化芸術活動指導者（以下「指導者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、登録システムを利用して政治、宗教または営利を目的とする活動をしようとする場合は登録できないものとする。
  - (1) 登録する年の4月1日現在において18歳以上であること。
  - (2) 次のいずれかに該当する者であること。
    - ア 文化芸術活動に関する学識経験者、またはこれまで文化芸術活動に関わった経験があり、その分野における専門知識・技能を有している者。
    - イ 文化芸術活動の普及・振興に理解があり、支援及び協力する意欲がある者。
    - ウ 教員退職者または教員免許状保有者。
    - エ 部活動指導員または外部指導者として学校部活動での指導経験がある者。
  - (3) 仙北市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第2号）に規定する暴力団員でないこと。
  - (4) 前号の関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (5) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等指導者として不適格と認められる事項のない者であること。

## (登録について)

- 3 指導者はインターネットもしくは所定の用紙により申請するものとする。

## (登録手順)

- 4 登録は次の手順により行うものとする。
  - (1) インターネットを通じて申請する場合
    - ①仙北市ホームページにある登録用URLからアクセスするか2次元コードを読み取り登録画面に接続の上、必要事項を入力する。
  - (2) 所定の用紙で申請する場合
    - ①仙北市教育委員会北浦教育文化研究所（以下「管理者」という。）で申請書を受け取る。
    - ②申請書に必要な事項を記入し、管理者に提出する。

## (登録の取り消し)

- 5 登録の取り消しについては次のとおりとする。
  - (1) 管理者は、指導者としてふさわしくないと認められる行為のあった者について、システム登録を取り消すことができる。
  - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合、管理者は、システム登録を取り消すことができる。

(依頼者について)

- 6 登録システムを利用し指導者の紹介を依頼できる者（以下「依頼者」という。）は、仙北市立小中学校長とする。

(指導者紹介について)

- 7 管理者は、依頼者より指導者紹介の依頼を受けた場合は、登録システムにおいて適していると思われる指導者の情報を依頼者に連絡するものとする。ただし、政治や宗教に関するもの、営利を目的とする場合を除く。

(指導者の紹介手順)

- 8 指導者の紹介手順は次のとおりとする。
- (1) 依頼者は、管理者に紹介を依頼する。
  - (2) 管理者は、依頼内容を確認し、登録システムの中から紹介依頼の条件に合った指導者の情報を依頼者へ提供する。
  - (3) 依頼者は、得られた情報から指導者と連絡を取り、直接交渉を行う。
  - (4) 依頼者は、指導者任用の可否について、決定次第管理者に報告すること。

(個人情報について)

- 9 個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）」に従い適切に取り扱うものとする。

(経費について)

- 10 指導活動に関する経費（交通費、報償費等）については、当該指導者及び依頼者の話し合いにより決定する。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、登録システムの運営に必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要項は、令和7年 2月 1日から施行する。